

議案第4号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成23年2月3日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

【県指定保護文化財の指定】

平成23年1月21日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	員数	所在地
しほんきんじちやくしよくちくばいず 紙本金地 著 色 竹梅図 しほんちやくしよくそうちゆうず 紙本 著 色 草虫図 ついたて 衝立	1基	鳥取市



紙本金地著色竹梅図



紙本著色草虫図

文化財的価値

鳥取藩の御用絵師であった沖一峨の作品。表裏に竹梅図と草虫図とを描き分けた衝立で、技法やモチーフの選択、図様構成に江戸琳派の酒井抱一の影響を強く感じさせる。多作な沖一峨の作品の中でも画面の規模が大きく、質的にも優れる代表作品のひとつである。

名 称	員数	所在地
もくぞうあみだにょらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像	1 軀	三朝町
もくぞうざおうごんげんりゅうぞう 木造蔵王権現立像	1 軀	三朝町



木造蔵王権現立像

文化財的価値

木造阿弥陀如来立像は、三徳山三佛寺本堂の本尊であり、秘仏として安置されてきたもの。典型的な平安時代末期の作風を示しており、その文化的、歴史的価値は極めて高い。

木造蔵王権現立像は、三佛寺投入堂本尊の御前立として安置されてきたもの。11世紀前半頃の造像と考えられ、小像ながら、太づくりでバランスのとれた優作として高く評価される。

名 称	員数	所在地
<small>きゅうひのまるじどうしゃほっしょうじてつどうしゃりょう つけたりかんれんしりょういっかつ</small> 旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両 附 関連資料一括		
一 デハ 201 形 203 号電動客車（車両銘板を含む）	1 両	南部町
二 フ 50 形フ 50 号附随客車	1 両	米子市
三 関連資料		南部町
手用制動機ハンドル	1 箇	
逆転機ハンドル	2 箇	
空気制動機ハンドル	4 箇	
通票式閉塞装置	1 箇	
棒形通票	2 箇	
打音検査用ハンマー	2 箇	
行先表示板	2 箇	
曲線用レールゲージ	1 箇	
色灯式 2 灯信号機	1 箇	
壁掛け式電話機	1 箇	
駅長印	6 箇	
列車時刻変更通知書入袋	1 箇	



デハ 201 形 203 号電動客車



フ 50 形フ 50 号附随客車

文化財的価値

デハ 201 形 203 号電動客車、フ 50 形フ 50 号附随客車および関連資料は、いずれも地域に貢献した旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道の在りし日の姿を今日に伝える重要な鉄道関連遺産で、歴史面、社会面さらに教育面においても高い文化的価値が認められる貴重な産業遺産である。

名 称	員数	所在地
くらみさんごうふんしゅつどしびつきとうかんつけたりしゅつどいぶついつかつ 蔵見3号墳出土鴟尾付陶棺 附 出土遺物一括		鳥取市
一 鴟尾付陶棺 陶棺残欠	1 箇	
二 須恵器		
坏蓋	2 1 箇	
坏身	1 9 箇	
高坏	1 箇	
平瓶	2 箇	
長頸壺	2 箇	
鳥形瓶	1 箇	
裝飾須恵器片	6 箇	
三 青銅製品		
鐔	1 箇	



鴟尾付陶棺



鳥形瓶

文化財的価値

本例は、鴟尾付陶棺として全体像がわかる形に復元できた全国で唯一の例であり、遺体埋納施設である陶棺と寺院建築の表象としての鴟尾という仏教的要素が結合したもので、終末期の古墳文化における仏教思想の導入をうかがわせる貴重な資料である。

名 称	員数	所在地
尾崎家住宅 <small>おさきけしゅうたく</small>		湯梨浜町
主屋	1 棟	
ブツマ	1 棟	
土蔵	1 棟	
新蔵	1 棟	
質蔵	1 棟	
南蔵	1 棟	
米蔵	1 棟	
味噌蔵	1 棟	
板蔵	1 棟	
ワラ置場	1 棟	
旧味噌蔵・薪小屋	1 棟	
門長屋	1 棟	
附 塀		



尾崎家住宅主屋



尾崎家住宅主屋内部

文化財的価値

尾崎家住宅は、江戸時代中期の当地方における上層農家の住宅形式をよく伝えるもの。主屋と一連で作庭された松甫園や、門長屋、蔵などの付属建物など豪農の屋敷構えが一体となって保存されており、歴史的価値が高い。

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数 - ()内は今回の指定件数であり内数

県内	県指定文化財	246(6)	国指定文化財	116
	保護文化財	117(6)	国宝・重要文化財	55
	絵画	14(1)	絵画	3
	彫刻	41(2)	彫刻	18
	歴史資料()	2(1)	歴史資料	0
	考古資料	19(1)	考古資料	11
	建造物	20(1)	建造物	17

保護文化財			重要文化財			
鳥取市	41(2)	絵画	11(1)	11	絵画	1
		考古資料	8(1)		考古資料	2
三朝町	8(2)	彫刻	7(2)	8	彫刻	3
米子市	8(1)	歴史資料()	1(1)	3	歴史資料	0
南部町	3(1)	歴史資料()	2(1)	1	歴史資料	0
湯梨浜町	8(1)	建造物	3(1)	1	建造物	0

()旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両附関連資料一括については、米子市と南部町にまたがる指定のため、それぞれの市町では1件ずつ(計2件)の歴史資料としてカウントするが、県内の県指定文化財(歴史資料)としては1件として扱うことから、市町と県内の歴史資料の件数が一致しない。